3 法人設立後に必要なその他の手続き等

(1)情報公開

すべての事務所において、法人設立にかかる以下の書類を<u>社員及び利害関係者の求め</u> があった場合に閲覧できるように備えおきます。

定款、役員名簿、設立当初及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書、 所轄庁から交付された認証書の写し、登記事項証明書の写し、 設立の時の財産目録

(2) 税務、労務に関する手続き

◆すべての法人が必要な手続き

どんな時に	何を	どこへ	いつまでに
法人を設立した場合 (法人県民税・事業税)	法人設立届出	東部(西部)県民センター (課税事務担当グループ)	遅滞なく
法人を設立した場合 (法人市町村民税)	法人設立届	市町村(税務担当課)	遅滞なく

◆該当する法人のみが必要な手続き

どんな時に	何を	どこへ	いつまでに
収益事業を行う場合 (法人税)	収益事業開始届書	税務署	収益事業開始から2月以 内
給与等を支払うことに なった場合 (源泉所得税)	給与支払事務所等 の開設・移転・廃止 届出書	税務署	給与等を支払うこととなったときから1月以内
労働者を雇用すること になった場合 (労働保険)	保険関係成立届	労働基準監督署	保険関係が成立した日か ら10日以内
	概算保険料申告書	労働基準監督署 ★	保険関係が成立した日か ら50日以内
	雇用保険適用事業 所設置届	公共職業安定所	設置の日から10日以内
	雇用保険被保険者 資格取得届	公共職業安定所	資格取得の事実があった 日の翌月10日まで
常時従業員を使用する ことになった場合 (健康保険・厚生年金保 険)	健康保険厚生年金新規適用届等	年金事務所	※提出する書類等、 詳しくは年金事務所に お問い合わせください

★次の機関でも手続きが可能です

労働局、日本銀行(代理店、歳入代理店(全国の銀行・信用金庫の本店又は支店、郵便局))